

徳山総合ビジネス専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法 の精神に従い、商業実務専門課程において簿記、会計、税務、ワープロ、コンピュータに関する事務を、確実に迅速に処理する知識技能を修得させることを目的とする。文化・教養専門課程である日本語学科においては日本語教育を行い、「日本語能力試験」及び「日本留学試験」への合格を目指し、もって日本語教育に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は徳山総合ビジネス専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を山口県周南市本町二丁目13番地に置く。

別館Aは、山口県周南市野上町一丁目16番地に置く。

別館Bは、山口県周南市入船町1番29に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り本校の目的及び社会的な使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。(時間は単位時間とする。)

課程名	学科名	コース名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	総授業時間	
商業実務 専門課程	情報経理科	—	昼間	1年	60名	60名	850時間	
	情報経理専攻科	—	昼間	2年	20名	80名	1,700時間	
	総合ビジネス学科	—	昼間	4年	20名	90名	3,400時間	
文化教養 専門課程	日本語学科	大学進学 2年コース	昼 間	午前	100名	200名	1,600時間	
		午後		100名	1,600時間			
		大学進学 1年半コース	昼 間	午前	1.5年	30名	60名	1,200時間
				午後		30名		1,200時間
合 計					360名	490名	—	

2 本学は附帯事業として次の別科を置く。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	総授業時間
(別科)	会計科	夜	6ヶ月	※20名	40名	120時間
	経理科	夜	1年	○20名	20名	240時間
	合 計				60名	100名

(注) ※印は夜間それぞれ月・水・金、火・木・土のクラス分とし、各クラスの定員を20名とする。

○印は、月・水・金に行う。

3 本学は、必要がある時は、別科の外に附帯事業として、生涯学習教育及び職業訓練並びに寄宿舎事業を行う。なお、受講料、寮費等は別に定める。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は4月1日(または10月1日)に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 学校の学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から9月30日

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学校の休業日は、次のとおりとする。なお、校長は、授業、学校行事等を勘案して(3)から(5)の休業日を変更することがある。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

(3) 夏期休業 7月28日から8月26日

※情報経理科、情報経理専攻科2年、総合ビジネス学科2年から4年及び日本語学科
2年のみ7月31日から8月20日まで

(4) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 春期休業 3月23日から3月31日まで

(6) その他、校長が特に定める日

第3章 教育課程、授業日数、教員組織

(教育課程及び授業時間数)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。(時間を単位時間とする。)

2 別表に定める授業時間数の1単位時間45分とする。卒業までに履修させる授業時間数は情報経理科授業時間850時間、情報経理専攻科にあつては1年次850時間、2年次850時間とし合計1,700時間、総合ビジネス学科にあつては1年次850時間、2年次850時間、3年次850時間、4年次850時間とし合計3,400時間とする。日本語学科にあつては大学進学2年コースは1年次800時間、2年次800時間とし合計1,600時間とする。また、10月入学生の大学進学1年半コースは1年次800時間、2年次400時間とし合計1,200時間とする。なお、情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科の1週間当たりの授業時間は25時間以上並びに日本語学科は1週間あたり20時間以上とする。

3 本校の専門課程の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合において講義にあつては15時間をもって1単位、演習にあつては15時間をもって1単位、実技にあつては30時間を1単位とする。ただし、情報経理科、情報経理専攻科及び総合ビジネス学科は、講義、演習、実技にかかわらず30時間をもって1単位とする。

(始業時刻及び終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

商業実務専門課程(昼間) 情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科

午前8時30分～午後12時35分

午後12時45分～午後4時50分

文化・教養専門課程（昼間）日本語学科

午前9時～午後12時20分

午後1時20分～午後4時40分

別科（夜間） 会計科 午後6時～午後8時まで

別科（夜間） 経理科 午後6時～午後8時まで

（成績評価）

第10条 授業科目の成績評価は学年末において各学年末に行う試験、実習等の履修状況並びに出席総日数の80%以上を総合的に勘定して行う。

2 出席総時間数が所定の80%に満たない者は、別に設ける補講・補習等を受けなければ評価対象としない。

（教職員組織）

第11条 本校に、次の教職員を置く。

- | | |
|--------|------|
| （1）校長 | 1名 |
| （2）教員 | 7名以上 |
| （3）講師 | 6名以上 |
| （4）助手 | 1名以上 |
| （5）事務員 | 1名以上 |
| （6）校医 | 1名以上 |

第12条 教職員の事務分署は次のとおりとする。

- （1）校長は、校務を掌り、所属教務員を監督する。
- （2）教員並びに講師及び助手は、校長の命を受け教育を掌り、これに属する事務を処理する。
- （3）事務員は、校長の命を受け庶務および会計を掌る。
- （4）校医は、校長の命を受け保健衛生の一般を掌る。

第4章 入学・編入学・転科・休学・退学・転学

（入学・入学手続き・許可）

第13条 本校の入学資格は、情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科並びに日本語学科においては高等学校卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

2 情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科の外国人留学生並びに日本語学科への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- （1）12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2）年齢が18歳以上の者
- （3）正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

- (4) 日本での勉学と生活に充分耐えられるだけの心身共に健康であること
- (5) 就学期間中の学費及び生活費について基本的に自己支弁できる者
- (6) 情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科の外国人留学生は選考により修学に支障がないと認められる者

第14条 本校へ入学を希望する者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

第15条 入学志願者については、本校の定める方法によって選抜を行う。

第16条 本校の入学は校長が許可する。

第17条 入学を許可された者は、所定の日までに第29条に定める入学金、施設費及び実験実習費を納入しなければならない。

2 授業料は原則として、入学式前日までに納入しなければならない。なお、特に事情ある者は、校長の許可を受けて分割納入することができる。

第18条 本校の入学時期は、商業実務専門課程の情報経理科、情報経理専攻科、総合ビジネス学科並びに別科の経理科は4月とする。また、文化・教養専門課程の日本語学科、別科の会計科においては4月と10月とする。

(編入学)

第19条 本学の情報経理科及び情報経理専攻科の修了者に対して、収容人員に余裕がある場合に限り、情報経理科修了者は本学の商業実務専門課程の情報経理専攻科2年次または総合ビジネス学科の2年次、また、情報経理専攻科修了者は総合ビジネス学科の3年次に編入学することができる。

(転科)

第20条 複数の学科を有する専門課程で、現に学生が在籍している学科から同じ専門課程内の同じ年次の他の学科への転科を申し出た場合、校長が申し出のあった学科の状況を総合的に判断し、学年の途中に転科を認めることがある。この場合、在籍期間は、通算される。

(休学)

第21条 学生が休学しようとするときは、その期間及び事由を具して、疾病の場合には医師の診断書を添えて、保護者連署の上願い出て、校長の許可を得なければならない。ただし、休学期間は3ヶ月以上1年以内とする。

第22条 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、疾病の場合には医師の診断書を添えて、

保護者連盟の上願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第24条 在学中の学生が他の専門学校へ転学を希望し、申し出た場合は、校長は、調査の上やむを得ないと認定したときは、許可することがある。転学を許可した時には、校長はその旨を転学先の校長へ通知し転学をしたことを確認するものとする。

第5章 卒業、賞罰、称号の授与

第25条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。

2 商業実務専門課程の情報処理専攻科を修了した者には、専門士商業実務専門課程の称号を授与する。

3 商業実務専門課程の総合ビジネス学科を修了した者には、高度専門士商業実務専門課程の称号を授与する。

第26条 他の範と認められる学生については、表彰することがある。

第27条 教育上必要があると認められるときは、学生に対して懲戒を行うことがある。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当するものについて行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第28条 学生が学校の校具、設備、その他施設を紛失又は毀損したときは、その情状によって現品又はその代価を弁償させることがある。

第6章 入学金、授業料、その他の納付金

(入学金、授業料、施設費、実験実習費)

第29条 本校の入学金、授業料及び施設費、実験実習費は次のとおりとする。

課程名	昼・夜	学科名	修業年限	入学金	授業料	施設費	実験実習費
商業実務 専門課程	昼間	情報経理科	1年	150,000	370,000	100,000	100,000
	昼間	情報経理専攻科	2年	150,000	370,000	100,000	100,000
	昼間	総合ビジネス学科	4年	150,000	370,000	100,000	100,000
文化・教養 専門課程	昼間	日本語学科	2年	80,000	360,000	110,000	55,000
	昼間		1. 5年	80,000	360,000	110,000	55,000
(別科)	夜間	会計科	6ヶ月	25,000	80,000	10,000	—
	夜間	経理科	1年	50,000	160,000	20,000	—

2 商業実務専門課程の選考料は1万円とし、文化・教養専門課程の選考料2万円とする。

第30条 授業料の納付を怠ったときは、完納するまで停学とすることがある。

2 3ヶ月以上授業料の納付を怠ったときは、退学処分とする。

第31条 既納の納付金は、原則として返還しない。ただし、本学への入学を取り止めた場合、入学金を除く授業料等は、返還する。

2 納付金の返還については、本学の学費返還規程による。

第32条 次に掲げる場合は、授業料を徴収しない。

(1) 休学期間が1学期以上にわたるとき

(2) 休業期間が1学期以上にわたるとき

第7章 その他

第33条 本学専門課程の学科目の聴講または単位の取得を希望する者に対しては、収容人為に余裕がある場合に限り、聴講生または科目等履修生として受講を許可する。

2 聴講生受講料及び科目等履修生受講料は、別に定める。

(健康診断)

第34条 健康診断は、入学始期に応じて入学後早期に行うこととし、以後1年ごとに実施する。健康診断の実施については別に定める。

(寄宿舎)

第35条 寄宿舎に関する事項は、第5条3項を含み別に定める。

附則

この学則は、平成5年4月1日より施行する。この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。(徳山総合ビジネス専門学校認可、商業実務専門課程開講)

この学則は、平成15年10月1日より施行する。(文化・教養専門課程開設)

この学則は、平成28年4月1日より施行する。(文化・教養専門課程収容定員増(80名から120名)、文化教養専門課程学納金の変更、商業実務専門課程並びに文化・教養専門課程の単位時間(50分から45分))

この学則は、平成28年4月1日より施行する。(商業実務専門課程収容定員増(80名から170名)、商業実務専門課程カリキュラムの改正・編入学・外国人学生の規定、商業実務専門課程並びに文化教養専門課程の聴講生・科目等履修生・休日の取り扱い他)

この学則は、平成29年4月1日より施行する。(商業実務専門課程収容定員増(170名から230名)、文化・教養専門課程収容定員増(120名から180名)、別館Bの所在地、教員及び講師の最低基準数、転学、転科、既認定の文化・教養専門課程の専門士の表記、未入学者への授業料等の返還、寄宿舎、健康診断の規定他)

この学則は、平成30年2月28日より施行する。(商業実務専門課程総合ビジネス学科高度専門士称号付与)

この学則は、平成30年4月1日より施行する。(商業実務専門課程総合ビジネス学科入学定員15名を20名に変更)

この学則は、令和2年4月1日より施行する。(①商業実務専門課程情報経理科総定員60名、情報経理専攻科総定員80名に変更する。②日本語学科の授業時間を4月生は1年840時間から800時間・2年860時間から800時間とし合計時間を1,700時間から1,600時間に及び10月生1年840時間から800時間・2年380時間から400時間とし合計時間1,200時間に変更する。③②に伴い、日本語学科の専門士を廃止する。④商業実務専門課程の1週間の授業時間を20時間以上から25時間以上に変更する。⑤④に伴い商業実務専門課程の授業時間を午前8時30分から午後12時35分・午後12時45分から午後4時50分に変更する。⑥成績評価の出席総日数を3分の2以上から80%に変更する。⑦商業実務専門課程の教育課程及び授業時間の別表を変更する。⑧日本語学科の施設費及び実験実習費を改定する。2年課程施設費110,000円実験実習費55,000円、1.5年課程施設費110,000円実験実習費55,000円)

この学則は、令和3年4月1日より施行する。文化・教養専門課程日本語学科2年課程及び1.5年課程の各授業科目の時間配分を別表第8条関係のとおり変更し、「会話練習」を「会話」に授業科目名変更し、「検定試験対策」の授業科目と枠外注記事項を削除し、変更することとする。更に、学費返還規程を見直したことに伴い、第29条3を削除し、第31条2を新たに設定し、変更した。

この学則は、令和4年10月1日より施行する。文化・教養専門課程日本語学科1年半コースの入学定員を午前20名・午後20名から午前20名・午後40名に変更する。よって、収容定員は、40名から60名に変更となる。

この学則は、令和6年4月1日より施行する。日本語学科2年コース・4月入学定員枠現状午前60名に40名増員し100名とし、現状午後80名に20名を増員し100名とし、合わせて現状140名を200名とする。1.5年コース・10月入学定員枠現状午前40名を10名減員し30名とし、現状午後20名に10名を増員し30名とし、総定員現状60名はそのまま据え置く。2年コースと1.5年コース合わせて総定員現状200名を260名とする。また、商業実務専門課程の1年間の授業時間を850単位時間とし、各授業科目の時間配分を別表第8条関係のとおり変更し、授業科目の一部変更を行った。(社会人基礎力と職業実践を追加し、従来の授業科目の時間配分を変更)さらに、両専門課程共通の事項として、成績の評価として80%に満たない者に補講・補習等を課す規定を追加した。

情報経理科（1年制）

授業科目	授業時間 (単位時間)	備考 (参考)
社会人基礎力	68	2単位
職業実践	68	2単位
キャリア教育 I	34	1単位
経理事務 I	170	5単位
総務事務 I	102	3単位
販売事務 I	102	3単位
情報活用 I	68	2単位
コンピュータサービス I	136	4単位
コミュニケーション I	102	3単位
合計	850	25単位

情報経理専攻科（2年制）

授業科目	1年 授業時間 (単位時間)	2年 授業時間 (単位時間)	備考 (参考)
社会人基礎力Ⅰ	68		2単位
社会人基礎力Ⅱ		68	2単位
職業実践Ⅰ	68		2単位
職業実践Ⅱ		68	2単位
キャリア教育Ⅰ	34		1単位
キャリア教育Ⅱ		34	1単位
経理事務Ⅰ	170		5単位
経理事務Ⅱ		170	5単位
総務事務Ⅰ	102		3単位
総務事務Ⅱ		102	3単位
販売事務Ⅰ	102		3単位
販売事務Ⅱ		102	3単位
情報活用Ⅰ	68		2単位
情報活用Ⅱ		68	2単位
コンピュータサービスⅠ	136		4単位
コンピュータサービスⅡ		136	4単位
コミュニケーションⅠ	102		3単位
コミュニケーションⅡ		102	3単位
合計	850	850	1700単位時間 50単位

総合ビジネス学科

授業科目	1年 授業時間 (単位時間)	2年 授業時間 (単位時間)	3年 授業時間 (単位時間)	4年 授業時間 (単位時間)	備考 (参考)
社会人基礎力Ⅰ	6 8				2 単位
社会人基礎力Ⅱ		6 8			2 単位
社会人基礎力Ⅲ			6 8		2 単位
社会人基礎力Ⅳ				6 8	2 単位
職業実践Ⅰ	6 8				2 単位
職業実践Ⅱ		6 8			2 単位
職業実践Ⅲ			6 8		2 単位
職業実践Ⅳ				6 8	2 単位
キャリア教育Ⅰ	3 4				1 単位
キャリア教育Ⅱ		3 4			1 単位
キャリア教育Ⅲ			3 4		1 単位
キャリア教育Ⅳ				3 4	1 単位
経理事務Ⅰ	1 7 0				5 単位
経理事務Ⅱ		1 7 0			5 単位
経理事務Ⅲ			1 7 0		5 単位
経理事務Ⅳ				1 7 0	5 単位
総務事務Ⅰ	1 0 2				3 単位
総務事務Ⅱ		1 0 2			3 単位
総務事務Ⅲ			1 0 2		3 単位
総務事務Ⅳ				1 0 2	3 単位
販売事務Ⅰ	1 0 2				3 単位
販売事務Ⅱ		1 0 2			3 単位
販売事務Ⅲ			1 0 2		3 単位
販売事務Ⅳ				1 0 2	3 単位
情報活用Ⅰ	6 8				2 単位
情報活用Ⅱ		6 8			2 単位
情報活用Ⅲ			6 8		2 単位
情報活用Ⅳ				6 8	2 単位
コンピュータサービスⅠ	1 3 6				4 単位
コンピュータサービスⅡ		1 3 6			4 単位
コンピュータサービスⅢ			1 3 6		4 単位

コンピュータサービスⅣ				136	4単位
コミュニケーションⅠ	102				3単位
コミュニケーションⅡ		102			3単位
コミュニケーションⅢ			102		3単位
コミュニケーションⅣ				102	3単位
合計	850	850	850	850	3400単位時間 100単位

文化・教養専門課程

日本語学科 2年課程及び1.5年課程

授業科目及び時間	2年課程		1.5年課程		備考
	1年 年間授業時間 (週授業時間)	2年 年間授業時間 (週授業時間)	1年 年間授業時間 (週授業時間)	6ヵ月 年間授業時間 (週授業時間)	
会話	80	80	80	40	
文法	320	320	320	160	
聴解	120	120	120	60	
読解	120	120	120	60	
作文	80	80	80	40	
文字・語彙	80	80	80	40	
合計	800	800	800	400	
	1,600		1,200		